

# 令和8年度墨田区会計年度任用職員採用選考案内

令和8年1月19日  
墨田区

この採用選考は、墨田区の会計年度任用職員採用予定者を決定するために実施します。

## 1 募集概要等

職種	児童相談員（養育）
職務内容	子どもや家庭に関わる総合的な養育相談、育成相談及び児童虐待相談の総合相談業務等
資格・経験	以下のいずれかに該当すること (1) 子育て相談・育児相談・女性相談等の経験者 (2) 社会福祉士、保育士等の有資格者
採用予定期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 同一の職が設置され、勤務成績が良好な場合、再度の任用を行う場合があります。
採用予定人員	1名
勤務先	墨田区子育て支援総合センター（墨田区横川5-7-4すみだ保健子育て総合センター4階）

## 2 受験資格

国籍、年齢は問わない

地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方に該当しない方

（注）受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

## 3 選考方法・日程等

内容	書類選考及び面接
提出書類	採用選考受験申込書
面接日	令和8年1月30日（金）
結果通知	合格者のみに連絡

#### 4 申込手続等

オンライン、郵送、直接持参のいずれかによりお申し込みください。

申込方法	<p>オンラインの場合 以下の申込URL（墨田区電子申請サービス（LoGo フォーム）の「墨田区会計年度任用職員（子育て支援総合センター・児童相談員（養育））採用選考申込みページ」）へアクセスしてください。</p> <p>【採用選考申込みページ】 墨田区電子申請サービス(LoGo フォーム) <a href="https://logoform.jp/form/DnDq/1397171">https://logoform.jp/form/DnDq/1397171</a></p>  <p>画面の指示に従って必要項目を正しく入力し、顔写真・提出書類を添付して申請してください。</p> <p>郵送または直接持参の場合 提出書類を申込先に郵送又は直接持参してください。</p>
申込期間	令和8年1月28日（水）午後6時まで（必着）
申込先	墨田区子育て支援総合センター子ども相談担当 〒130-8628 東京都墨田区横川5-7-4 すみだ保健子育て総合センター4階 03（3622）1150（直通）

#### 5 報酬等（令和8年4月予定：給与改定で変更になる場合があります。）

報酬	月額 約252,000円（地域手当相当の報酬含む。）
手当に相当する報酬等	期末手当・勤勉手当等 期末手当・勤勉手当は、一定の要件を満たす場合に支給します。 その他、通勤手当に相当する費用弁償あり
勤務時間	月曜日から金曜日（午前9時30分～午後6時）までのうち、週30時間
休暇等	年次有給休暇が付与されます（勤務日数により、付与日数が異なります。） そのほか、慶弔休暇等があります。
社会保険の適用	地方公務員等共済組合法等に基づき、対象となる場合は、加入することとなります。 加入要件：週20時間以上かつ雇用期間が2カ月を超える。（学生を除く）
受動喫煙防止のための措置	敷地内禁煙

## 6 採用選考受験申込書記入上の注意

- (1) 黒のボールペン（ゲルインキのボールペン不可）で記入してください。
- (2) 現住所及び郵送先  
マンション、アパート、方書等も詳しく記入してください。
- (3) 学歴欄  
最終学歴（現在）及びその前まで記入してください。
- (4) 職歴欄  
正規、臨時（アルバイト）を問わず記入してください。
- (5) 資格・免許欄  
保有している資格・免許を記入してください。
- (6) 郵送により申込みをする場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用選考申込」と朱書してください。

### 《参考》

#### 地方公務員法第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注)平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）も選考を受けることが出来ません。

## 【子育て支援総合センター案内図】

- ・東京メトロ  
半蔵門線押上駅B1出口から徒歩8分
- ・東京メトロ  
半蔵門線錦糸町駅4番出口から徒歩12分
- ・都営バス「横川三丁目」停留所から徒歩4分
- ・区内循環バス南部ルート  
「すみだ保健子育て総合センター・横川コミュニティ会館前」停留所から徒歩1分  
平日のみ停車

